

議 案 第 4 号

富士見市子ども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

富士見市子ども医療費支給に関する条例（昭和48年条例第45号）の一部を改正
する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年2月15日提出

富士見市長 星 野 光 弘

提 案 理 由

こどもの医療に係る現物給付の対象地域が埼玉県内全域になること等に伴い、富士見市子ども医療費支給に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

富士見市子ども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例

富士見市子ども医療費支給に関する条例（昭和48年条例第45号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「主たる生計維持者」を「もの」に改め、同条第4号中「被保険者又は」を「世帯主又は」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号中「（昭和33年法律第192号）」を削り、「規則に定める社会保険各法（以下「社会保険各法」という。）」を「社会保険各法」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 受給資格者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、富士見市の区域内に住所を有する国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による被保険者又は規則で定める社会保険各法（以下「社会保険各法」という。）による被扶養者である子ども（以下「対象となる子ども」という。）を現に監護している主たる生計維持者であり、第4条に規定する子ども医療費の受給資格を市長から認定されたものをいう。

第3条の見出し中「支給対象」を「支給対象者」に改め、同条第1項中「この条例に定める医療費」を「次条に規定する子ども医療費」に、「富士見市の区域内に住所を有し、国民健康保険法による被保険者又は社会保険各法による被扶養者である子ども（以下「対象となる子ども」という。）」を「対象となる子ども」に改め、同条第2項第2号を次のように改める。

(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）その他の法令による措置により児童福祉施設その他の施設等に入所している者であって、当該法令に基づき、対象となる子どもに係る国民健康保険法による世帯主、社会保険各法による被保険者その他これに準ずる者が負担すべき額の全額を国又は地方公共団体に負担される状態となったもの

第3条第2項第5号中「受けることができる」を「現に受けている」に改め、同条第3項を削る。

第4条中「市」を「市長」に改め、「前条の」を削る。

第5条第2項中「市長の指定する」を「規則で定める」に改め、「子ども医療費を」

の次に「受給資格者に代わって」を加え、同条第3項中「保護者」を「受給資格者」に改める。

第6条を次のように改める。

(受給資格者の登録等)

第6条 こども医療費の支給を受けようとするこどもの保護者は、規則で定めるところにより、市長に受給資格者の登録の申請をしなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請内容を審査し、適当と認める場合は、当該こどもの保護者であり、かつ、その主たる生計維持者を受給資格者として認定し、受給資格者台帳に登録するものとする。ただし、対象となるこどもと生計を同じくする保護者のうちいずれかの者が当該こどもと同居している場合（当該いずれかの者が、当該こどもと生計を同じくするその他の保護者と生計を同じくしない場合に限る。）は、当該同居している保護者を主たる生計維持者とみなして受給資格者として認定し、受給資格者台帳に登録するものとする。

3 市長は、前項の規定により受給資格者として認定したときは、規則で定めるところにより、当該受給資格者に受給資格証を交付しなければならない。

4 受給資格者は、対象となるこどもが保険医療機関等において医療を受けようとするときは、国民健康保険法又は社会保険各法の規定による電子資格確認等により対象となるこどもであることの確認を受け、受給資格証を提示しなければならない。

第8条中「不正手段」を「不正な手段」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条第2項の改正規定は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第5条第2項の規定は、令和4年10月1日以後の診療に係るこども医療費の支給について適用し、同日前の診療に係るこども医療費の支給については、なお従前の例による。